

北海道大学工学部同窓会海外渡航助成要項

令和8年8月1日
北海道大学工学部同窓会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道大学工学部同窓会海外渡航助成金（以下「助成金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の目的)

第2条 北海道大学工学部同窓会（以下、「同窓会」という。）が、北海道大学工学部（以下、「工学部」という。）に在籍する学生に対し、海外インターンシップ、交換留学、海外における研究発表等、海外渡航を伴う教育研究活動を支援することを目的とする。

(申請資格)

第3条 申請時に工学部在学中の学部学生のうち、同窓会終身会員であり、助成募集年度期間中に、3日以上海外滞在を含む海外渡航を伴う教育研究活動を行う学生を対象とする。

(助成金額)

第4条 渡航地域、渡航日数にかかわらず一律10万円とする。

(助成人数)

第5条 工学部の各コースから1名程度、計15名以内とする。

(申請)

第6条 助成金の受給を希望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を提出する。

- (1) 北海道大学工学部同窓会海外渡航助成申請書
- (2) 成績証明書
- (3) その他申請に必要と認められる書類

(決定)

第7条 助成金の受給者の決定は、コース長の推薦に基づき同窓会が行うものとする。

(助成方法)

第8条 助成金の給付は、受給者の指定する金融機関口座への振込により行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 同窓会は、助成金の受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受給者に対して、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 海外渡航を中止した場合

- (2) 滞在国及び日本の法令並びに本学の諸規則に反する行為があった場合
- (3) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他助成金の給付が適当でないと認められる場合

2 助成金の受給者は、前項の規定により助成金の返還を求められたときは、当該助成金を返還しなければならない。

(報告)

第10条 助成金の受給者は、受給後、速やかに報告書を同窓会に提出する。

(個人情報)

第11条 申請書類に記入された個人情報は、本助成金受給者を選考する際にのみ利用し、その他の目的には使用しない。

(その他)

第12条 当該助成金の受給は在学中1回限りとし、他の助成金等との併給を認める。

(事務)

第13条 助成金の給付に関する事務は、同窓会事務局において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、助成金の給付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年8月1日から施行し、令和8年4月1日から実施する。